

④ 診療所休止・再開届

概要説明	医療法第8条の2に基づき、診療所を休止し、若しくは再開した場合に行う届出書です。
提出書類	休止・再開届（様式第4号） 1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）
受付期間	休止日～休止後10日以内、及び再開日～再開後10日以内
受付窓口	（〒750-8521 下関市南部町1番1号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL；(083)231-1711 FAX；(083)231-1376
手数料	—
注意事項	・ 休止の期間は最大1年です。1年を超える期間休止する場合は、原則廃止届を提出してください。